

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 6 条 病院に、中央診療センターを置く。</p> <p>2 中央診療センターは、第 6 項に定める部、室及びセンターを総括する。</p> <p>3 中央診療センターに、センター長を置く。</p> <p>4 センター長は、病院長が指名する副病院長をもつて充てる。</p> <p>5 センター長は、中央診療センターの業務をつかさどる。</p> <p>6 中央診療センターに、次の部、室及びセンターを置く。 検査部 手術部 放射線部 救急部 リハビリテーション部 デイ・ケア診療部 医療器材部 <u>輸血細胞治療部</u> 人工腎臓部 病理部 疾患栄養治療部 集中治療部 内視鏡部 臓器移植医療部 遺伝子診療部 心臓血管疾患集中治療部 女性のこころとからだの相談室 脳卒中診療部 臨床心理室 地域ネットワーク医療部 がんセンター リウマチセンター もやもや病支援センター 高度生殖医療センター 頭蓋底腫瘍センター てんかん診療支援センター 総合周産期母子医療センター</p>	<p>第 6 条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6 中央診療センターに、次の部、室及びセンターを置く。 検査部 手術部 放射線部 救急部 リハビリテーション部 デイ・ケア診療部 医療器材部 人工腎臓部 病理部 疾患栄養治療部 集中治療部 内視鏡部 臓器移植医療部 遺伝子診療部 心臓血管疾患集中治療部 女性のこころとからだの相談室 脳卒中診療部 臨床心理室 地域ネットワーク医療部 がんセンター リウマチセンター もやもや病支援センター 高度生殖医療センター 頭蓋底腫瘍センター てんかん診療支援センター 総合周産期母子医療センター <u>細胞療法センター</u> <u>児童思春期こころの相談センター</u></p>
<p>7 前各項に定めるもののほか、中央診療センターに関し必要な事項は、病院長が定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(同 左)</p>
	<p>附 則</p> <p>この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。</p>